

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:吉羽 雅昭)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食物品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食物品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食物品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取。6 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.famic.go.jp/">http://www.famic.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価
<項目別評価>						
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A	A		
(2)業務運営能力の向上	A	A	A	A		
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A	A		
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A	A		
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A	A		
(6)人件費の削減等	A	A	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A	A		
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	A	A	
(10)効率的な組織体制の確保と適正な要因配置					A	
(11)管理部門の簡素化					A	
(12)自己収入の確保					A	
(13)保有資産の見直し等					A	
(14)契約の点検・見直し					B	
(15)透明性の確保					-	
(16)内部統制の充実・強化					A	
(17)業務運営コストの縮減					A	
(18)農業生産資材の安全等の確保に関する業務					A	
(19)調査研究業務					A	
(20)関係機関との連携					A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	A	A	A	A		
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A	A		
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A	A		
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A	A		
(5)食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応					A	
(6)情報提供業務の的確な実施					A	
(7)検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上					A	

(8)調査研究業務の充実					A	項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
(9)情報セキュリティ対策の推進					A	
(10)肥料関係業務	A	A	A	A	A	
(11)農薬関係業務	A	A	A	A	A	
(12)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	A	A	
(13)土壌改良資材関係業務	A	A	A	A	A	
(14)食品表示の監視業務	A	A	A	A	A	
(15)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A	A		
(16)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A	A		
(17)農林物資の格付業務	A			A		
(18)国際規格に係る業務	A	A	A	A	A	
(19)登録認定機関等に対する調査等の業務					A	
(20)JAS法に基づく立入検査等					A	
(21)JAS規格の見直し等に係る業務					A	
(22)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A	A		
(23)依頼検査	A	-	-	A		
(24)緊急時の要請に関する業務	A	A	A	A		
(25)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	A	A	
(26)カルタヘナ担保法関係業務	-	-	-	-	-	
(27)国際協力業務	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A	A		
(4)随意契約の適正化に係る取組	A	A	A	A		
<b>4.短期借入金の限度額</b>					-	
<b>5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画</b>						
<b>6.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</b>					A	
1 資産の売却額の国庫返納					A	
2 堺ほ場の国庫返納					A	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	
<b>7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「透明性の確保」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目は、「契約の点検・見直し」の中項目がB評価となり、他の中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政・独委)」、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について(平成24年5月21日政・独委)」、「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成23年12月9日政・独委)」、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
契約の点検・見直し	1 (14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約については、平成22年度に改正した、「随意契約見直し計画」に基づき、契約を締結した123件のうちガス使用料及び上下水道使用料などの明らかに競争の余地のない11件を除き、一般競争入札や企画競争及び公募による契約とした。</li> <li>一般競争入札等112件のうち、一者応札となった契約は43件であり、平成22年度との比較では横ばいの状態となっている。なお、一者応札となった契約は、分析機器の保守点検等であった。</li> </ul>	<p>一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数については、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用を努めていたが、平成22年度と比較して減少していない。契約内容を確認したところ、一者応札のうち、半数以上は分析機器の保守・点検であり、特殊事情は理解できるが、一者応札を縮減するための更なる取組が必要である。また、平成23年度に行った契約のうち、やむを得ず随意契約となった件数は、平成22年度と比較して増加しているが、増加要因は震災対応等によるもので</p>

			あり、特殊要因としてやむを得ないと評価できるが、引き続き、契約の適正化を推進すべきである。
食品の安全と消費者の信頼の確保のための確・迅速な対応	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、平成22年度末にプロジェクトチームを設置し、飼料作物の放射能汚染の状況に関する緊急モニタリング調査、牛ふんたい肥や土壌改良資材の調査、飼料工場におけるモニタリング等、飼料等については1,099件、たい肥等については5,752件の測定を行った。放射能測定に際しては、使い捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋等の着用を義務づけるとともに、作業の前後でGMサーベイメーターを使用し、職員の被曝線量の測定等を行う等職員の安全と健康管理に留意した。</li> <li>(イ) 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県と連携しつつ、エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析結果(8件、24点)を都道府県及び農林水産省に23業務日以内に報告した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に実施するよう要請があった場合の対応については適切に対応されていた。また、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「ISO/IEC 17025」という。)に基づく品質保証体制の構築については、スケジュールに基づき、適切に対応されることを期待する。</li> </ul>
情報提供業務の的確な実施	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 受け付けた相談を整理し、重要な事例8件を「企業相談事例集」に追加掲載し、相談対応マニュアルの改善を行った。</li> <li>イ 顧客満足度が高かった講習会で使用したテキストのデータベース化を12件、更新を4件行った。(データベース化されたテキスト等57件)</li> <li>ウ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等をホームページに掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。」と指摘されたことを受け、事業者等からの相談に特化し、適切に対応するとともに、メールマガジンの活用や講習会の開催などにより積極的に情報の提供を図っていた。今後も引き続きわかりやすい形で情報の提供がなされることを期待する。なお、肥料分析技術講習会(2回参加者6名)については、他の講習会に比べ参加者が少なく、都道府県の意向を踏まえつつ効率的な実施を検討すること。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 貴委員会では、検査等業務に係る品質保証体制の構築について、A評定(順調に進んでいる)としているが、事業報告において「外部機関が主催する技能試験(11回)に検査分析に携わる職員(延べ60名)を参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果を得られなかった一部の試験所については原因究明を行い、是正処置を実施した」とされていることについて、満足な結果を得られなかった内容や講じた是正処置の内容等が明らかとされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。
- 今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 貴委員会では、農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間(60業務日以内)について、A評定(目標値に対して、90%以上の達成度合)としているが、事業報告において「農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は24年度に行う予定」とされていることについて、当該19点の集取品が60業務日以内に報告されたか否かについての評価を行っていない。
- また、GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間(30業務日以内)の評価についても、同様の状況がみられる。
- 今後の評価に当たっては、業務実績が評価対象年度の翌年度にわたるものについても、可能な限り業務実績を明らかにさせた上で評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び回収を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncss.go.jp/">http://www.ncss.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の効率化	A	A	A	-	A	A	
(3)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A		
(6)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	A	A	A	A		
(7)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
<b>2.業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A		
(6)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗に係る情報の提供等						A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-		
<b>5.重要な財産の処分等に関する計画</b>	A	A	A	A	A		
<b>6.短期借入金の借り入れに至った理由等</b>						-	
<b>7.不要財産の処分等に関する計画</b>						A	
<b>8.重要な財産の譲渡等の計画</b>						A	
<b>9.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>10.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 平成23年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下、「政独委」という。))」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について(平成24年5月21日政独委)」並びに「平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成23年12月9日政独委)」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している(A評価)ものと判断した。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ原産種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。</li> <li>種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、燃料費の増加はあったものの、農薬の節減、修繕費の抑制等に努めたことから、910百万円と対前年比99.2%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは、12,425円と対前年比92.3%となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ原産種について、収穫直前の検定による病害罹病率は目標を達成しているが、収穫後の品質検査において一部にウイルス病が確認されていることから、農場の周辺環境の浄化等により、一層の品質の向上に努められたい。</li> </ul>
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種874点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。</li> <li>栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の648点(前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の66%)に対し678点の栽培試験を実施した。このうち、12点の栽培試験を5県7機関、2法人に委託して実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を18種類拡大し、目標の10種類程度を大きく上回る達成状況となったことは高く評価できる(S評価)。なお、対象植物の拡大に伴い職員の負担が過大とならないよう留意されたい。</li> </ul>
農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、16,489点の検査を行った。この結果、不完全表示が54点(0.3%)あり、書面による改善報告を求め、検査結果を農林水産省に報告した。なお、農薬使用表示についての不完全表示は5点あったが、適用外農薬の使用が疑われたものはなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害検査技術等については、病害が多様化している現状を踏まえ、引き続き研究独法等他機関と連携し情報収集及び手法の導入に努められたい。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 調査研究課題の重点化については、貴委員会の評価結果をみると、「学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の平成23年度の成果及び24年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における24年度計画の策定に反映した」ことをもってA評価(順調に進んでいる)としている。しかしながら、調査研究評価委員会の評価結果が調査研究課題の実施にどれだけ反映されたかは明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。  
今後の評価に当たっては、調査研究評価委員会の評価結果について、調査研究課題の実施への反映状況についても明らかにさせた上で、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附随する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nlbc.go.jp/index.asp">http://www.nlbc.go.jp/index.asp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	A	A	A	A	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	B	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	B	A	A	B	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	A	A	A	A	A		
(7)センターの人材・資源を活用した外部支援						A	
(8)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(9)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.重要な財産の処分等に関する計画</b>						A	
<b>6.剰余金の使途</b>	A	A	A	A	A	-	
<b>7.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らして、法人からの業務実績に関するヒアリングをもとに評価を行ったところ、個別に評価を行う最下位項目については、S評価1項目、A評価169項目、B評価1項目であり、大項目については全てがA評価となった。
- 特筆すべき事項として、「センターの人材・資源を活用した外部支援」については、東日本大震災発生に伴う粗飼料不足及び福島第一原発事故による高濃度汚染稲わら等の問題の発生に伴い、被災した4県(青森県、岩手県、宮城県、福島県)に対し、約1,000トンの粗飼料を無償提供するとともに、国、県、市町村との連携の下、計画的避難区域からの家畜の移動等に関して延べ1,105人(23年度実績)の役職員を派遣し、被災地の復旧・復興に向け、法人が一丸となって取り組んだことは高く評価できる。加えて、派遣等に伴い通常業務を停滞させないため、各場において限られた人員を柔軟に業務に対応させることにより、人件費の削減目標も同時に達成していることも加味しS評価とした。
- 一方、「調査研究」のうち「放牧関連技術の改善」については、放牧肥育のための牧養力を検討するとともに、調査牛の生産及び哺育・育成期の発育性を調査し、また、放牧における繁殖牛の生産性について調査するという計画に対し、調査牛の生産が延

期され、計画どおりの実施となっていないことからB評価とした。なお、延期の原因は、東京電力の福島第一原発事故による放射性物質の拡散により放牧地が全面的に汚染され、利用不可となったためであり、センターの業務運営に起因するものではなく、やむを得ない事由によるものであると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務対象の重点化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政分野から品種の普及状況、品種育成分野から新品種育成状況、需要分野から需要状況に関する情報入手し、原種子の生産を実施した。</li> <li>飼料作物種苗の増殖対象品種・系統について需要調査等をもとに、新しく育成された2品種・系統を追加するとともに、1品種を削除し、新品種及びニーズの高い品種に重点化することで、98品種・系統とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務対象の重点化については、行政刷新会議による事業仕分け等において、家畜の改良・増殖業務について都道府県・民間との役割分担を明確にするとともに、センターは都道府県・民間では取り組み難い業務に重点化するとされた。このことを踏まえ、第3期中期目標期間においては、乳用牛における後代検定への参加については、25年度中に民間事業者へ移行するとしているが、この計画を前倒しし、23年度後期検定開始時から移行するとともに、種豚の供給について、生産農家への直接供給業務を計画どおり原則中止し、また鶏について、センターが保有する33系統のうち、都道府県等において需要が見込まれない2系統の生体での飼養を中止するなど、業務の重点化に積極的に取り組んでおり評価できる。</li> </ul>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 調査研究	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛の脂肪酸組成、豚の繁殖性、鶏の羽色について、必要なサンプルを各畜種牧場から収集し、それぞれ遺伝子解析情報との関連性を調査するなど、計画どおり順調に実施した。また、乳用牛の繁殖性に関連する遺伝子同定に取り組んだ。</li> <li>優良な家畜の増殖を実現するため、①受精卵の割球分離と割球集合方法、個別培養方法および集合に適した胚の発育ステージについて調査した。②切断2分離等操作胚で失われた胚の透明体の代替としてアルギン酸カルシウムにより操作胚を包埋した培養試験について調査した。③受精性の高い OPU-IVF 胚を選別するため4つの選別パラメータについて調査した。④ウシ卵子の超低温保存について、凍結保護物質にポリエチレングリコール(PEG)およびトレハロース(Tre)を用いて、ガラス化及び加温後の生存率について調査するなど、計画どおり順調に実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究については、他では取り組み難いテーマにも積極的に取り組んでいることは評価できる。特に乳用牛の繁殖性に関する遺伝子解析については、初年度から特定の染色体における塩基配列の違いにより受胎率が改善することを明らかにするなど、困難で挑戦的な課題と考えられる中で、候補遺伝子を見出し解析に取りかかっていること、また、牛肉の食味に関するアンケート調査の実施等、今後の改良の方向性を示す調査にも取り組んでいることはセンターの存在意義を示すものであり、他にも飼料利用性に関する牛の余剰飼料摂取量に着目した遺伝子解析や先天性ロコ病の原因遺伝子の除去など、今後の成果が期待される調査項目も多い。今後は、これらの調査試験により得られた知見の実用化に向けたさらなる成果を期待するとともに、近年問題となっている受胎率の低下等にも着目した取り組みも進められたい。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善		<ul style="list-style-type: none"> <li>予算、収支計画及び資金計画を作成し、事務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務内容の改善については、業務の効率化等を推進するため、職場競争的予算や職場効率化予算といった予算制度を設け、各場の意欲を引き出す予算配分をしていることは評価できる。引き続き、経費節減を図りつつ、業務の効率的な運営ができるような取組を行われたい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 貴委員会では、飼養管理、飼料生産作業の外部化について、「定年退職者の状況等に応じて外部化を推進するなど、計画どおり順調に実施」、「再任用職員を新たに 20 名雇用し、計 45 名の職員を雇用するなどにより、引き続き外部化を図った」との実績について、「単純作業の外部化を行うなど、引き続き業務の外部化を進めていることは評価できる。今後も費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、業務の外部化を進められたい」と評価しているが、業務の外部委託の状況についての評価を行っていない。
- 今後の評価に当たっては、業務の外部委託の観点からも評価を行うべきである。
- 貴委員会では、家畜の飼養管理の改善における損耗率の低減、受胎率や育成率の向上について、A 評定(計画どおり順調に実施した)としているが、事業報告において「各牧場において改善目標を設定した。また、改善目標達成に向けた取組を行うなど、計画どおり順調に実施した」とされていることについて、各牧場が設定した目標の内容等が明らかにされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。
- 今後の評価に当たっては、設定した目標の具体的内容等について明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 貴委員会では、海外技術協力における人材育成について、語学検定受検者数や研修受講者数等の実績を基に評価を行っているが、これらの取組を行った結果、語学力の向上が図られたか否かについての評価を行っていない。
- 今後の評価に当たっては、取組の結果、海外技術協力を資する語学力の向上が図られたか否かについても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鷺尾 圭司)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附随する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:小川 和夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.fish-u.ac.jp/">http://www.fish-u.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H22年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)業務の効率化・透明化						A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	A	A	A	
(3)就職対策の充実	A	A	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)学生生活支援等	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	A	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	-	-	-	-	-	-	
(4)内部統制						A	
(5)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(所見)
<ul style="list-style-type: none"> <li>大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関係)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人との連携の検討に関して以下のことを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①東京海洋大学漁業練習船神鷹丸船長・機関長による本校学生への講演及び、同船船長と本校教員との意見交換を実施した。</li> <li>②大学の練習船に係る協議会等に本校教員を派遣して、文部科学省系大学の練習船の動向、共同利用に関する情報を収集した。</li> <li>③研究面においても、東京海洋大学との共同研究や、調査データの共有を検討するなど、教育効果の向上に資するよう連携を行った。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本科での教育について、動機付け教育の推進、実験・実習等の活用、水産関連団体等の外部関係者による講話・特別講義等実学を重視した教育が効果的に実施されている。</li> <li>また、入試倍率も4.5倍と高い水準を維持し、定員充足率も110%ということであり評価できる。</li> <li>以上のことを総合的に考慮し、本項目における評価は「A」が妥当であると判断する。</li> </ul>
就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>後援会と連携した合同企業説明会の開催、就職活動関連情報の提供方法の整備、就職統括役の就職支援室の常駐、教員による企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職対策の充実を図るため就職先企業へのアンケート調査を実施するなど、評価結果を業務改善に反映した点は評価するが、</li> </ul>

		<p>訪問や就職指導・相談への対応、運営会議及び部課長会議において就職対策方針全体を明確化するとともに教授会・学科会議等で全教職員に就職対策方針の周知徹底、外部専門家や学生部長を講師とした就職ガイダンス、公務員試験対策等により教職員を挙げた就職促進のための取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、今年度より新たに厚生労働大臣より無料職業紹介事業の許可を受けるなど、就職斡旋を行う体制を整備した。</li> </ul>	<p>アンケートを行う場合は配布枚数、回収率が数字でわかると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業仕分けでの厳しい指摘の中で、諸官庁の指導に対し、真摯に取り組み、経費の削減など各成果を着実に挙げられていることを評価する。</li> <li>ウエイトを見直し、「就職対策の充実」をより重視したことは、水産業を担う人材を育成するという水大校の設置目標に合致している、評価に値する。</li> </ul>
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬季日本海における放射性物質の影響調査、大型クラゲ国際共同調査等の水産政策上の重要案件について、関係機関と協力し調査するとともに、SEAFDEC への技術協力、開発途上国の行政官等を対象とする研修の実施などを通じて、国際協力にも貢献した。また、国・地方公共団体等の委員会等に委員として教職員を派遣するとともに、技術相談等に対しても適切な対応を行うことにより、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力した。</li> <li>論文等の積極的な公表、後援会等への講師派遣、「水産大学校研究報告」の計画的な発行、産学公交流イベント等の開催及び積極的な参加等により、研究成果情報の発信とその利活用を推進した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果等の公表・普及については、論文の発表でよくなされている。</li> <li>広く国民一般を対象にした公開講座等も、多様な連携のもとで実施されており、評価できる。</li> <li>専門的な知識を生かした社会貢献活動は、韓国の釜慶大学校との学術交流など、具体的な活動が報告され、A 評価に価すると思う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 専攻科(船舶運航課程、船用機関課程 )については、第3期中期目標において、「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」及び「すべての学生が三級海技士試験等に合格するよう努める」とされている。二級海技士免許筆記試験に係る貴委員会の平成21年度、22年度及び23年度業務実績の評価の結果をみると、21年度については受験者数及び合格者数、22年度については受験率及び合格率を向上させるよう指摘している一方、23年度においては「専攻科の教育は、海技士の合格率という数字の指標があるが、この数字にどこまでこだわるのがよいのか注意が必要と思う。外部評価委員の意見にあるように、受験者や合格者の推移等を考慮した評価が必要と思われる」との記載がある。この点について、23年度の評価の結果とその前年度までの評価の結果は相互に矛盾するものとなっており、今後の評価に当たっては、評価の経年的な一貫性という観点に留意した評価を行うべきである。
- また、三級海技士免許等取得に係る貴委員会の平成23年度評価結果をみると、取得率の実績が目標の9割程度にとどまったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、三級海技士免許等の取得率の向上を促す観点から、厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.naro.affrc.go.jp/">http://www.naro.affrc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減	/	/	/	/	/	B	
(2)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	S	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	B	B	B	B	B	A	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	A	S	
(6)行政との連携	A	A	A	S	S	S	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b>	/	/	/	/	/	-	
<b>6.重要な財産の譲渡等</b>	A	A	A	-	A	-	
<b>7.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>8.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	S	S	S	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/	/	/	A	
(3)情報の公開と保護	B	A	A	A	A	/	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	B	B	A	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	/	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度における人件費については、平成 17 年度と比較して6%以上削減することとされているが、①緊急性を有する震災対応により、超過勤務の縮減が困難であったこと、②震災の影響等により自己都合、勸奨退職者が例年実績に比べて減少したこと、③人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定(△0.23%)の影響(0.23%)により、平成 23 年度の削減対象人件費は、21,055,284 千円となり、平成 22 年度実績の 21,100,435 千円から 45,151 千円の削減となったが、人件費削減率(補正值)は、5.6 %にとどまった。なお、①の人事院勧告による改定分(△ 0.23%)を勘案すると人件費削減率は、5.8 %となっている。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総人件費については、平成17年度と比較して△5.8%となり、削減目標である△6%以上を下回っている。この点については、緊急性を有する震災対応により超過勤務の縮減が困難であったこと、震災の影響等により自己都合、勸奨退職者が例年実績に比べて減少したこと等が要因とのことである。対応として、役員報酬及び管理職手当のカット、超過勤務の縮減等に取り組んだが目標を下回っている。震災対応などやむを得ない事情もあるが、今後の対応策として、毎月の執行状況の点検、人件費執行状況の全役員間での共有などが示されており、目標の達成を期待する。</li> </ul> <p>など</p>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	<p>運営費交付金による大課題研究費は、農業技術研究業務の22の大課題に基礎額1,504 百万円、推進責任者のマネジメント強化及び研究推進強化に総額341 百万円、農研機構として特に推進すべき研究課題に総額42百万円を配分し、効率的な研究推進を行った。また、農研機構に対する社会的要請に迅速に対応するため、「東京電力福島第一原子力発電所放射能漏れ事故に伴う畜産草地関連放射能汚染対応研究」、「津波・洪水を想定した越流堤防(農道)の開発」等に総額92 百万円、東日本大震災への対応として、震災対策研究費等に総額74 百万円を配分した。</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金の配分については、評価委員会の評価結果等を考慮して、役員会に付議した上で配分額を決定しており、23年度は、特に推進すべき研究課題として疾病に強い畜産等に重点配分を行ったほか、社会的要請等対応研究費として理事長トップマネジメントにより、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応研究等に配分している。</li> </ul> <p>など</p>
行政との連携	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方農政局、県の行政部局、国土交通省、農林水産省の各局からの参加を得た連絡会議を71件開催した。また、159件の推進会議を開催し、行政部局の意見を研究内容等に反映させ、点検を実施した。</li> <li>農林水産技術会議事務局との共催で、地域農業の振興を目的に研究者、普及指導員、生産者が情報交換等を行う場として地域マッチングフォーラムを開催した。また、行政への委員等としての協力は、農業技術研究業務で463件、農業機械化促進業務で22件に対応し、専門的知見を活かした貢献に努めた。</li> <li>「リスク管理を進める上で行政が必要とする研究」マトリクス表を食品の安全性の向上、植物防疫、動物衛生それぞれの分野について、レギュラトリーサイエンス研究推進会議事務局を通じて行政部局と連携し、これまでの研究成果、実施中の研究、今後の研究計画等について情報収集・検証を行った。また、農工研を中心に東日本大震災の復興・復旧を支援するためのシンポジウムを開催するとともに、技術相談や震災に役立つ技術情報の広報に努めた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政部局との連携等については、農林水産省、県の行政部局等からの参加を得て連絡会議や推進会議を開催し、意見をj得て課題の検討を行うとともに、行政への委員派遣等として485件の協力等を行っている。また、レギュラトリーサイエンスの研究成果、研究計画等について行政部局と連携して検証し、必要とされる研究等について検討を行っている。</li> <li>災害対策基本法に基づく指定公共機関としての東日本大震災への対応では、被災地に延べ46人・日の職員を派遣し、ため池、農業用ダム等の被害状況調査と復旧対応策にかかる技術的助言の実施等を行っている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、ムギの製粉工程における放射性セシウムの動態解析や汚染米からのバイオエタノール生産における放射性セシウムの動態解析、技術情報の提供等積極的な災害対応を実施した点は高く評価できる。</li> </ul> <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

〔個別意見〕

- 該当なし

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nias.affrc.go.jp/index.html">http://www.nias.affrc.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減						A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携						A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	B	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.不要な財産又は不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b>						-	
<b>6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化						A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A		
(4)環境対策・安全管理の推進	A	B	B	B	B	A	
(5)積立金の処分に関する事項						A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産官学連携、協力の 促進・強化	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物研の持つ研究資源と外部機関の知識・技能を融合して研究を推進するため、共同研究契約を締結して研究を実施した。23年度には、次世代シーケンサーを用いたダイコンゲノムの解読、遺伝子組換えカイコによる応力センサーフィブロインの開発、ヒト型肝臓ブタの研究開発に関する研究等、新たに20組織と15件の共同研究を締結し、連携協力及び研究推進を図った。23年度の19件の国内特許出願のうち8件が共同研究の成果であり、共同研究による連携、協力の効果が認められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産官学連携については、23年度新たに民間企業等20組織と15件の共同研究を締結している。23年度の19件の国内特許出願のうち8件が共同研究の成果であり、連携の効果が認められる。また、11名の研究者が連携大学院の教員となるなど人的交流も図られている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
農作物や家畜等の生産性向上に資する生物機能の解明	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年度の大きな進捗として、水田で栽培したイネの概日時計(体内時計)遺伝子変異体を用いて行った網羅的遺伝子発現、光合成能力、収量等の解析により、野外における概日時計の役割を世界で初めて明らかにしたことが挙げられる。</li> <li>この成果は、圃場で栽培した作物の解析の重要性を具体的データに基づいて示したこと、また品種育成において体内リズムの頑強さを指標にすべきであることを示したこと等の点で、大きな意義を持つ。</li> <li>また、物質代謝に関しては、アンモニアを主要窒素源として利用するイネの窒素同化の解析から、アンモニアは根で同化されるという定説の再考を促す結果を集積している。生長・分化に関しては、エチレンとジベレリンがイネの地上部(葉身と葉鞘)の伸長を促進するが節間の伸長は促進せず、これが赤色光受容体による抑制によることを明らかにした。また、緑化・葉緑体分化に関わる新規因子を見いだすとともに、本来デンプンの分解・合成に関与するイソアミラーゼのひとつが子実のアミロプラストの分裂にも重要な役割を担うこと等の新知見を得た。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作物の環境応答機構の解明では、野外における植物の概日時計の役割を世界で初めて明らかにした。物質代謝に関しては、アンモニアを主要窒素源として利用するイネの窒素同化の解析から、アンモニアは根で同化されるという定説の再考を促す結果を集積している。また、エチレンとジベレリンがイネの地上部(葉身と葉鞘)の伸長を促進するが節間の伸長は促進せず、これが赤色光受容体による抑制によることを明らかにした。さらに、緑化・葉緑体分化に関わる新規因子を見いだすとともに、イソアミラーゼが子実のアミロプラストの分裂にも重要な役割を担うこと等の新たな知見を得た。</li> <li>以上、作物の環境応答機構の解明や研究の進展など大課題全体として順調に進捗した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に遺伝子組換え技術を考えて頂き、研究者とのコミュニケーションを行う場を提供する活動として、遺伝子組換え農作物の展示栽培を実施した。見学者に対しては、圃場でコミュニケーションを行うだけでなく、プレゼンテーションや冊子を活用し遺伝子組換え農作物に関する情報提供や意見交換を行った。高校生の見学者に対しアンケート調査を実施したところ、見学後に遺伝子組換え農作物に対する受容度が高まることが確認され、理解促進への有効性が示された。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な情報発信として、先端的研究活動に関する双方向コミュニケーションについては、遺伝子組換え農作物の展示圃場等への見学者に対し、圃場でのコミュニケーションのほか、プレゼンテーションや冊子を用いた情報提供も行うなどの工夫が見られる。また、高校生見学者に対するアンケートを実施するなど、パブリックアクセプタンスに関する調査にも取り組んでいる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生委員会が策定した年間計画に基づき、継続した安全確保の強化を図るため、職場巡視時の指摘事項等に対する事後確認の取り組みなどの職場巡視体制の変更を行い、居室や実験室等の定期的な職場巡視を実施した。職場巡視の結果についても、取り組み・対応状況が確認できるよう報告内容の様式の見直しを行い、所内グループウェアに掲載、周知し、職場の安全確保やリスクの除去・低減に関する個々の意識の向上に努めた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の安全対策等について、職場巡視の結果については、取組・対応状況が確認出来るよう報告内容の様式の見直しを行うとともに、所内グループウェアに掲載、周知するなど職員の安全確保やリスクの低減・除去に取り組んでいる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 放射線育種場の依頼照射については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)等における指摘を受け、現行中期計画等において、照射料金の見直しや他の独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射に対する有料化の検討を行う旨を定めている。しかしながら、業務実績報告書において検討を開始したとの記載はあるものの、貴委員会の評価結果では、この件について何も言及されていない。今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。
- 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研究内容等に反映させているか」という点の評価の際の指標としており、評価結果をみると、「研究内容等への行政部局の意見反映に取り組んでいる」としている。しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が出され、それがどのように実際の研究内容等に反

映されたかについて、業務実績報告書や評価結果等において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮下 清貴)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.niaes.affrc.go.jp">http://www.niaes.affrc.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h23/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標	H23年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減	/	/	/	/	/	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携	/	/	/	/	/	S	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	S	A	S	S	S	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/	/	/	-	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/	/	/	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	/	
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	A	A	B	A	
(5)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	/	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的	1(3)	・運営費交付金の一般研究費(平成23年度予算	・運営費交付金の一般研究費の配分について

利用及び充実・高度化		額:約179百万円)については、その約4割をRPに配分し、残り6割を研究領域・センターに配分している。RPへの配分に関しては、平成22年度課題評価会議における評価結果を反映した。 など	は、課題評価会議における評価結果を反映したほか、運営費交付金を活用した所内競争的資金、理事長裁量経費による放射能汚染調査などへの機動的配分が行われており、評価できる。 など
農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機構の解明に関する研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田放牧地周辺で調査した複数の生物種群の相互関係を解析し、放牧地、耕作放棄地を含む周辺景観構造に対応した種群間関係を抽出した。また、調査情報システムRuLISに農環研保有の生物多様性観測データを格納し(現在約6万件)、公開可能な約2万件についてRuLIS-WEBを通じて公開した。</li> <li>環境保全型農業等の取組効果を表す指標候補種群を栃木県内の農法の異なる水田で調査し、農法の違い(慣行、減農薬、有機)による個体数の相違を検討した結果、アシナガグモ類、コモリグモ類、アカネ類、イトトンボ類、水生昆虫類(水生コウチュウ類と水生カメムシ類)が指標生物として妥当であると判断した。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業活動の変化が生物多様性に及ぼす影響の解明とその評価手法の開発については、広域評価に向けた景観・植生調査情報システム(RuLIS)の一般公開とデータ集積などが順調に進捗した。</li> </ul> など
専門研究分野を活かしたその他社会的貢献	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染調査について、農林水産省の要請あるいは、県から農林水産省に分析要請のあった穀類、葉菜、根菜、果菜、牛乳、土壌、用水、地下水等(3,500点以上)の試料の放射性物質濃度(ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137)について、順次、24時間運転で迅速に測定・報告した。これにより、農作物の出荷制限や放射性物質の農地土壌から農作物への移行係数の算定などが早期に行われ、食品等の安全の確保に高く貢献した。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門分野を活用した社会貢献については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染調査について、これまでに収集・蓄積されてきた情報の高度利用に加えて、限られた人的資源を最大限効率的に活用することにより、農林水産省等の要請に基づき農作物、土壌、用水、地下水など、3,500点以上の試料の放射性物質濃度の測定・報告などを迅速に実施し、放射性物質の農地土壌から農作物への移行係数の算定など指標の作成に大きく貢献した。この点は、高く評価できる。</li> </ul> など
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年8月に新たに本研究所独自の環境マスタープラン(2011~2015年度)を策定し、これに基づいてCO2排出量の削減等に取り組んだ。電力使用量の削減と安全管理の向上を目的として、平成22年度に引き続き取得後20年以上を経過した電気使用機器の縮減と更新を実施した。フロン対策も含めた環境負荷軽減対策として冷蔵庫やフリーザー類の保有実態調査と取得後15年以上経過した機器の更新も実施した。施設の改善策としては、高効率型の変圧器に更新した研究本館受変電設備の改修や研究本館断熱フィルム貼付や網戸の取り付け等省エネ・節電対策も実施した。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減の取組として、23年度に新たに独自の環境マスタープランを策定し、CO2排出量の削減等に取り組んでいるほか、環境報告書を作成し公表している。23年度は、研究本館電気室内の変圧器を高効率型に更新したほか、断熱フィルムの貼り付けなどを実施し省エネ・節電対策に取り組んでいる。</li> </ul> など

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 自己評価・点検の実施に係る項目については、貴委員会において「効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか」という点を評価する際の指標としている。しかしながら、業務実績報告書において、自己評価・点検の効率化に係る取組状況や効率化による効果は明らかにされておらず、また、評価結果においても効率化の観点からの評価は行われていない。今後の評価に当たっては、自己評価・点検の不断の見直しの観点から、本法人における効率化に係る取組を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としている。しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が出され、それがどのように実際の研究内容等に反映されたかについて、業務実績報告書や評価結果等において国民の目から見て分かりやすい形で明らかにされているとは言い難い。また、貴委員会の評価結果をみると、本法人の役職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る農林水産関係被害等の専門家として、国会等の各種委員会において専門的見地からの助言、情報提供等を行ったことなどを理由に、本項目にS評定(中期計画を大幅に上回って業務が進捗している)を付しているが、中期計画において「行政からの要請に基づき、技術情報の提供、行政が主催する委員会等への専門家の派遣を行う」とされていることや「農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究」等を研究課題に掲げる本法人の役割に鑑みれば、何を以て「計画を大幅に上回って業務が進捗している」としたのかは定かでない。
- 今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせ、また、最上級の評定を付す場合には、法人の役割や中期計画等を十分勘案した上で、厳格な評価を行うべきである。